

SDGsと知的財産

—ネットゼロへの道—

SDGs and Intellectual Property



一般社団法人日本知的財産協会 専務理事

久慈 直登

1977年本田技研工業株式会社に入社。本田技術研究所で開発管理に携わった後、本田技研工業の初代知的財産部長を2001年から2011年まで務めた。2011年よりIP * SEVA（日米独自の技術移転ネットワーク）ASIA代表、2012年にJIPA専務理事、Japio、IPCC、IIP（2016年よりFIP）、AIPPI理事、PAPC監事、2014年に日本知財学会（IPAJ）副会長に就任し現在に至る。

1 SDGsとWIPO GREENの将来

SDGsのコンセプトは5つのPで始まる単語に整理されるが、People、Prosperity、Peace、Partnership、Planetである。

それぞれの概念は広く、この5つで人類の抱えるほとんど全ての課題をカバーするが、その中でもPlanet（地球）は人類の生存に直結するという点で他のPよりも人類にとって重大な課題と言える。他のPは、結局のところ人間同士の関係性にすぎないからである。それでも、この5つのPを相互に関連する概念として扱うことにより我々が行うべきことがはっきりする。例えば、Planet（地球）の環境を保護するために、世界はPartnership（連携）が必要で、それがPeople（人類）全体のProsperity（繁栄）とPeace（平和）につながるという文脈ができる。同じように5つのPのどれを目標にしても他のPが関連することになる。

Planetの保護のためにPartnershipを考えると、知的財産制度は独占権の性格よりも、保護のためのオープンイノベーションへの参加の身分証明や成果を共同利用する際の内容証明のような機能に注目される。例えば、これにより環境技術分野ごとにパテントプールをつくり、技術の提供者は自社の特許をプールに入れ、利用者はワンストップでそこに申し込み、一定のロイヤルティを支払うことによりプールに入っている技術を使える。環境技術はできるだけ広く利用されなければならない。知的財産は本来独占権であり、その権利者だけが使うことができるという制度のため、権利者の事業のキャパシ

ティに限定される。それではPlanetの保護のような人類共通の課題に対しての技術の利用ではマイナスになる場合がある。

現在のWIPO GREENの仕組みは、基本的には1オン1ライセンスである。これは技術を使いたい者が、WIPO GREENのデータベースを見てライセンス許諾を申し込み、当事者間で契約するものだが、これもライセンスラーとライセンシーが1オン1でしかなく、権利者の独占と同じようにやはり限界が生じる。

もともとWIPO GREENは、2009年にコペンハーゲンで行われた気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において途上国から知的財産のせいで環境保護が進まないとする知財悪者論が主張され、その反論のようにして提案された内容をきっかけとする。経緯は後述するが、その時点で想定したのは、途上国対応が中心であり、先進国から途上国への環境技術の1オン1ライセンスによる解決であった。

その後10年を経て、Planetの環境悪化とともに技術についての考え方は大きく変化した。

IOT、AI、ビッグデータ、クラウドが一斉に利用可能になったことにより、イノベーションのためにはデータの規模が大きいほどいいと認識され、多くの企業が連携することにより投入できる研究開発費の規模が大きくなり、成果もそれに伴って大きくなる。その考えを発展させるならば、環境技術の開発には、先進国と途上国の区別はなく、多くの参加者による乗り合いの共通領域を作り、そこで互いに知財を使いあうようにするパテント

プール、さらにデータも含めて共同で利用する、大規模な知的資産プールがある方がいいという考え方になる。

環境保護、そして WIPO GREEN の将来は、1 オン 1 ライセンスから知的資産プールの仕組みを使う多数当事者間ライセンスに移行するのがいいと思う。それが Planet を救う世界の Partnership としていろいろな場面で機能するなら、我々知的財産のエキスパートたちが、その仕事を通じて SDGs に大きく貢献でき子供たちに自慢できる仕事になる。

② ネットゼロに向けて

次の COP26 は、2021 年 11 月にグラスゴーで開催される。

今回議論される大きな課題は、2050 年までにカーボンニュートラルまたはネットゼロと呼ばれる取り組みについてだが、これは CO₂ の排出量から吸収量・除去量を差し引いた合計をゼロにするというチャレンジである。既に多くの国がそのようにチャレンジすると表明しているが、実際のところ、これを達成するためのアプローチは、どの国でも明確に示されておらず、どうやら期待を込めた政治的な表明である。

ネットゼロという言葉の意味は、排出量そのものをゼロにすることは実際には不可能なので、計算上の考え方として、CO₂ を排出した分だけ、吸収または除去することにし、その結果の数値をネット（＝正味）ゼロにするというものである。

吸収または除去する方法は、従来からある植林や空気から直接 CO₂ を回収する方法などを想定するが、CO₂ の排出を減らすことも行う。たとえば内燃機関を使う自動車・船舶・航空機・汎用エンジンは、化石燃料を燃やさない新しい技術への転換にチャレンジすることになる。

しかし内燃機関を電動モーターに変更する場合、モーターを動かすためのバッテリーをチャージする電力は他に求めなければならず、現在の日本の状況では、原子力に逆風があるため、そのほとんどを火力発電に頼らなければならない。そのため火力発電を別な手段に切り替えない限り、たんに内燃機関の中で燃える燃料を、火力発電所で燃やすだけの違いになる。もし現在日本国内を走っている自動車が全てバッテリーで走ようになる

と、バッテリーの充電のために、計算上では新しく 20 か所の火力発電所を作らなければならない、それを原子力発電所とするなら新しく 10 か所の原子力発電所を作る必要がある。

日本は今年 4 月の気候サミットで、2050 年のネットゼロ達成のため、逆算して 2030 年における CO₂ の削減目標をそれまでの 26% 削減から一気に引き上げ 46%（2013 年比）削減すると公約した。しかしこの公約には政府内からもアカデミアからも批判が多い。

46% という数字は、米国の 50～52%（2005 年比）と EU の 55%（1990 年比）の数字に合わせるための政治的配慮の結果で、技術的な解決方法の積み重ねではないというのが批判の主な理由である。46 という数字の設定は、それを四捨五入すると 50 になるので、米欧の数字と比べて遜色なく見えるように設定したものという理解の仕方もある（自由民主党経済部会による）。かといって米国の 50～52% の数値も米国の技術的な裏付けがあるわけではなく、仮に米国で政権交代があれば彼らの目標は白紙に戻る可能性が大であり、欧州の数値もコストの上昇を考えると実際に可能かどうかは未知数と言われている（東大 21 世紀政策研究所の「2050 年カーボンニュートラルに向けた課題」による）。

しかし政治的配慮であるとしても、数値目標が示されることにより、その達成をめざす努力をしなければならないことははっきりした。

日本エネルギー経済研究所（IEEJ）が発行している「IEEJ Outlook 2021」という資料には、2050 年までの世界のエネルギー需給見通しが示されている。資料は世界各国のデータを利用して、4 つのシナリオを構成している。その 4 つとは、現在の世界のエネルギー需給がこのまま推移したシナリオ、現在利用可能な技術が最大限導入された場合のシナリオ、コロナ禍でのデジタル加速など構造的変化を考えたシナリオ、CO₂ の Reduce・Recycle・Remove・Reuse 技術を最大限導入したシナリオの 4 つである。資料は、300 ページに近い大部なものであるが、分かりやすく整理されており目を通しやすい。この 4 つのシナリオは日本だけに特化したものではなく、また利用可能な技術を論じたものではないが、世界各国のエネルギーの利用状況や今後の予測のデータは、地球温暖化がこの先どのように進む

かを知るための参考になる。データを見る限りはかなり大変な状況だが、それでも今後の研究開発の力点をどこにおけばいいか、技術をどのように利用すればいいか考えやすくなる。ただし技術の可能性自体は特許情報や科学論文などの別な資料により検討されなければならない。

石油や石炭を燃焼させる限り、CO₂は排出される。

それらを出来るだけ使わずに電力を得るためには、太陽光、風力、原子力などの他の方法を使うことになる。しかしこれはビジネスとして簡単ではない。太陽光は日本では安定せず、風力は日本では風が弱くてこれも安定しない。安定しない電力は日本の精密な製造業には適さない、使う限界がある。原子力は技術的には代替エネルギーとしてポテンシャルが大きい、日本では安全神話の崩壊により拒否する信仰が生まれてしまっている。信仰は感情的なものであるだけに、ちょうど戦後の戦争拒否の信仰と同様に乗り越えるのは容易ではない。安全神話も電力会社の作りあげた一種の信仰であったが、信仰により思考が停止し科学的に考えなくなるため、可能性や発展性を排除してしまう。

残る代替エネルギーとしておそらく最も可能性の高いエネルギーは、日本の国土では地熱発電であろうといわれる。しかし地熱発電は初期の開発費用がとて高額になるため、民間の電力会社が、各社の研究開発費をもって個別に開発するのは困難らしく、電力会社の発信する情報をみるとどこも消極的である。

代替エネルギーの開発と実用化にどのようなアプローチをすればいいのか。

それには、おそらく特許情報により既存技術の確認をし、それがどの企業の権利であってもそれをPartnershipの名の下に共同で使えることを前提にそれを利用しながら、その先の目標に向けて国と企業の研究開発力を効果的に結集する方法しかないのではないのか。

2050年ならまだ30年近くあるため、ネットゼロという数値目標達成に今の現役世代はほとんど責任を感じないが、2030年の数値目標達成にはあと8年半しかなく、達成は現役世代の責任である。技術の実用化までにはどうしても数年かかるため、逆算すると今すぐに有効な対策を開始しないといけない。

このようないわばピンチの状況を前向きに考えるなら、国の科学技術予算の使い方、さらに日本企業の研究開発費の使い方を戦略的に見直す、いい機会になるかもしれない。

3 日本企業の国内特許出願競争の弊害とその克服

国や企業をひっくめて日本全体で使われている研究開発費の総額は近年のデータでは約20兆円前後で推移する。

そのうち約8割の15兆円超が企業の研究開発費である。その他が国の科学技術予算であり、2020年の金額は4.4兆円となっている。日本は先進国の中では、政府の科学技術予算の割合はもっとも低く、企業の研究開発費の割合が大きい。要するに環境技術の開発においても企業の研究開発費の果たす役割が大きい。

一般的には企業の研究開発費は自社の競争力強化のために使われるため、競争相手が誰であるかにより使われる内容が変わる。

日本企業には1990年代までの国内競争がそのままグローバル競争になっていた時期の後遺症がいまだに続いている。それは日本企業の多くは日本国内で特許出願をまず行い、そのうちの10%から20%程度を外国出願するというパターンである。結果として日本国内の企業は、他社の特許回避のための設計をしなければならず、外国企業は、日本企業による出願を外国で自由に使うことができる。例えば1000件の日本出願をし、そのうちの10%である100件を外国出願すれば、他の日本企業は1000件の回避をしなければならず、外国企業は100件の回避と同時に900件の技術資料を無料で手に入れる。

この出願パターンは日本企業がどの業種でも(!)世界で支配的なポジションを占めていた時代には、日本企業の勢いが強く問題にならなかった。しかし現在の日本企業の多くは世界レベルでは中規模のサイズの企業になっており、日本では中規模の同業種の企業の日本国内での過当競争というまずい状況が今も続いている。世界の企業番付を見ると年間売上が11兆円を超える世界の企業69社の中に、日本企業はわずかに2社しか入っていない。日本の著名な大企業といえども、世界では中規模のサイズなのである。

この状況下で日本企業の研究開発費 15 兆円のかかなりの部分が、日本で互いの特許を回避するための重複研究に使われているようであれば、おそらく今後多くの日本企業はグローバル競争から脱落することになるかもしれない。

環境技術であれ、グローバル競争であれ、日本企業が今後の研究開発で Partnership（連携）を考えなければいけないのは、このようなサイズの問題があり、研究開発費の重複という無駄があるからである。

ではどのように連携すればいいかと考えるとき、AI の出願状況のデータが参考になる。

中国の AI 特許出願は、中国国家電網公司、北京大学、南京大学、浙江大学など、主に大学が上位に並ぶ。これは AI を国の共通インフラとするため国が調整して、各大学に領域を設定して開発をさせ開発成果を統合して共通する基礎インフラとし、企業は共通インフラを安くまたは無料で使いながら応用開発を行うとしているように見える。実際にそのような国の指導があるかどうかは知らないが、もし自分が指導できる立場であれば、間違いなくそうしているだろうと思う。

日本の AI 特許出願は、他の電機分野の特許と同様に NTT、日立、ソニー、富士通など電機大手が上位に並ぶ。電機大手は、長い間、国内外で競争相手であり、AI についても同様である。もし電機各社の AI の研究開発費の合計から、重複する内容と他社特許回避の部分を差しひけば、日本の AI の実質的な研究開発投資額が分かるはずである。

連携は、ナッシュ均衡に解を求めるまでもなく、非協力的な当事者間では全体の（日本の）利益は最低であり、協力的な（Partnership のある）当事者間では全体の利益は最高になる。

国と日本企業の研究開発を連携させるアプローチを、例えば地熱発電のように代替エネルギーとして可能性の大きい分野に適用すれば、ネットゼロの達成に一歩ぐらいは近づけるのではないかと。国の科学技術予算で初期投資額の大きい基礎研究を行い、その応用開発を企業が連携し分業して行うようにすればいいのではないかと。

4 環境問題での知財悪者論と克服、その再燃

今から 25 年ほど前の 1997 年に COP3 が京都で行われた。

ここで地球の温暖化対策として先進国の 2012 年までの温室ガス排出量の削減目標が初めて定められた。だが京都議定書は批准した 192 カ国のうち 154 カ国が削減義務を負っていない。中国、インド、韓国などは途上国の立場から削減義務を負いたくないと主張したためである。当時途上国はなりふり構わず発展をしていた時期であり温室ガスの排出量が急速に増加し削減を拒否したい背景があった。この当時、途上国にとって温室ガス排出量削減は、発展を止めることと同じ意味であった。しかしそれでは著しく不公平であるとして、米国も結局、京都議定書に署名はしたが批准せず、日本政府も日本だけが厳しい目標を負う不平等条約であるとしてのちに態度を一変した。

京都議定書は 2012 年までの期間を対象としたため 2013 年以降の温室ガス排出量の削減目標をどうするかについての議論が、2009 年のコペンハーゲンで COP15 として行われた。

2009 年が環境保護における知財悪者論のスタートの年である。

中国は、そもそも日米欧などの先進国が環境技術を知的財産として独占的に保有していることが問題であり、環境保護のために知的財産を無償で解放するか途上国での強制実施を認めるべきであるとし「知的財産が悪者で、それが世界の環境保護の妨げになっている」と主張した。

中国の発言は先進国から賛同されることは少ないため、中国だけで主張するのではなく、コスタリカやエクアドルなどを誘い、それらの国を前面に出して多くの途上国の意見とした。知財の南北問題は議論としてはそれ以前からあるのだが、環境技術に強制実施権を発動するという具体的な提案は、2009 年当時の日米欧の知財関係者にとっては一大事件であった。

私はこの提案を聞き、実は最初それほどの違和感はなかった。環境技術の定義はもともと曖昧なのだが、強制実施権は、例えば公共の福祉などの理由があれば、権利者の同意がなくても実施できる制度として、TRIPS 協定によって各国に認められている。したがって環境保護

のため他人の特許を強制実施権によって使う、というロジックは、TRIPS 協定上では成り立つ上、日米欧企業による独占が技術の普及の妨げになっている事象のいくつかは想像できた。

しかし、コスタリカやエクアドルに特許出願をしている日米欧の企業はほとんどなく、中国の主張は、実質的には中国がこの機会を利用して環境保護の名目で、日米欧企業が中国に出願している特許を無償で使おうとする意図が透けて見えるものであった。

これに対して米国企業がすぐに反応した。特に環境技術をおそらく世界で最も多く保有する GE は、中国の強制実施権の主張を否定するための国際ロビー活動を行いたいと日米欧のグローバル企業数社に声をかけた。私もその中の一人であった。その後、連日のように彼らと意見交換をした。

私の意見は、「本当に環境保護を考えるなら、国際ロビー活動で強制実施権に反対するのではなく、実際に環境保護に役立つ別な提案すべき」というものであった。この意見には、その時期の少し前から私は当時 WIPO ディレクターのシンシア・カナディ氏（現在カリフォルニア州弁護士）らと Green Technology Package Program (“GTPP”) という環境技術移転の新しい仕組みを話し合っていたことがベースにあった。

GTPP の採用については、そのとき既に日本政府に相談をしていたのだが、日本政府の動きはとても時間がかかっていた。

自民党の議員たちは提案を好意的に聞いてくれた。中には自民党内で動く約束してくれた丸川珠代議員（後に環境大臣になった）のように積極的な人もいたが、2009 年 9 月に政権が民主党に変わり、それにより自民党での動きは保留になった。政権交代後の民主党には相談しなかった。結果としては民主党政権が 3 年以上続き、その間、保留のままであった。

行政では、外務省と経済産業省に相談した。外務省は、経済局知的財産室、国際協力局気候変動課、開発協力総括課が対応してくれて、彼らは審議官も含めて GTPP の考え方を理解し非常に好意的であり、次の APEC やサミットの日本からの首相発言に盛り込めるのではないかとまで言ってくれた。経済産業省は GTPP のコンセプトを理解してくれたが理解するにとどまり、その後の

動きはなかった。結局、サミットや APEC で、日本から GTPP を提案することは、残念ながら時間切れでできなかった。

国際的には、ジュネーブにあった「持続可能な開発と貿易のための国際センター」(International Centre for Trade and Sustainable Development : ICTSD) という組織が GTPP を紹介し、広く知られることになった。またシンシア・カナディ弁護士と私の共同著作の英語論文も海外の専門誌に発表していた。

そして WIPO から当時就任してすぐのフランシス・ガリ事務局長が Honda 青山本社を 2010 年 3 月に訪問し、そこで直接説明する機会を得た。彼の帰国後すぐに WIPO で採用を検討したいとの連絡を受け、それに合わせて日本知的財産協会も 2010 年 4 月にプロジェクトを編成し、WIPO GREEN に向けた検討をスタートした。

WIPO GREEN は、2013 年 11 月に公式にスタートし、それから 7 年半が経過している。

その間、地球環境は悪化し続けている。

先進国から途上国への 1 オン 1 技術移転ではもう Planet の環境保護には間に合わず、先進国どうして、環境技術を共同利用しなければ、地球環境の悪化は止められないところまできている。このままでは知的財産が独占権である限り、かつての知財悪者論は、再燃するであろう。

先進国どうしの競争で環境技術を開発して勝者が知財を独占するのがいいのか、それとも先進国が国も企業も含めて連携することにより、知財を共有しながら環境問題に対処するのがいいのか。おそらくその答えは技術テーマごとに、様々な組み合わせを考えるのがいいのではないかと思う。

今回ネットゼロの数値目標を世界で設定することは、これを具体的に考える機会である。

2021 年の今、ネットゼロという政治的な意思表示により、我々はもう一度、効果的な研究開発のあり方と知的財産の使い方を考えなければいけない。国の知財戦略も、もし戦略という名で語るなら、2030 年の数値目標達成やグローバル競争での優位性確保などの目標に向かっての勝つための作戦を練らなければいけない。

ちなみに中国は、現在も気候変動枠組条約の非附属書

Iの排出削減目標を総量として示す必要がない国の一つとして途上国の位置づけであり、2030年までの目標としては「それまでに経済成長のピークを終える」というのみである。強制実施権により日米欧の環境技術を使おうとした試みは表面的には実行されていないが、中国の特許出願内容をみると、日米欧の特許出願を参考にしながらそれをベースに一部変えた内容で大量に出願されているように見える。それはそれで彼らの作戦であり、行なうのはグローバル競争である以上むしろ当然である。

5 新技術とSDGsのための特許情報の利用

新技術をPartnershipにより開発し、Planetの環境保護のために成果である知的財産を最大に利用できるようにすべきである。そのために知的財産は障害になつてはならず、むしろ加速するためのツールとして機能させなければならない。知的財産は技術内容や分類が正確に表現されており、技術を共同で利用するために適したツールである。特許文献は世界の技術文献の7割を占めるが、特許情報を参考にして研究開発を行うとき、他社の権利がある場合でも、それが環境技術であるときは、回避する作業をするよりも、他社に対して環境保護のための共同利用を提案するといふ。SDGsは人類共通の目標であり、そのもとでは、ちょうどパンデミック対策のワクチンの特許のように、Peopleに役立つものなら知的財産は独占ではなく広く使われるべきという世界的なコンセンサスができるといふ。

環境保護のための新技術は次々と考えられている。

EVシフトはバッテリーの性能限界があることと、結局は火力発電所に依存するのでネットゼロには程遠い。

自ら発電するための水素と酸素を結びつける燃料電池車は発電所へ電力の依存はないが、世界中で20年以上開発を続けていても高圧の水素を運ぶボンベやリスク対策など、普及するにはコストが高すぎる弱点があった。初期の基本特許はとっくに期間満了しているのに技術は一向に普及しないのはそのせいである。しかし今、蟻酸という有機酸を使うことにより、水素を運ぶ技術のブレークスルーが見え始めている。それができれば燃料電池車のコストは一気に下がり、実用レベルになる。

e-fuelは次の燃料の可能性として急浮上している。日本ではあまり知られていないが、3年前からドイツを中心に既に実用化し始めている。

e-fuelは水素とCO₂を化合させて作る。CO₂を出さずに逆に取り込む。ガソリンの代替燃料になるためこれまでの内燃機関の技術が転用できる。環境に最悪の燃料を使っているあのF1レースでさえ、e-fuelを使って2023年からレースを行いたいと言っているほど魅力がある。e-fuelは既存の技術やインフラが利用できるように社会的な負担が少なく、この技術は今後一気にホットスポットとして開発が進むであろう。既存の自動車産業を保護できる技術でもあり、ドイツで普及するなら、同様に自動車産業が国の重要な産業である日本でも、普及するはずである。

バイオ燃料はブラジルなど南米の自動車に多く使われており、GMやフォードなど米国の自動車会社が20年以上前から熱心に開発し製造販売をしている。実際に彼らのブラジルでの販売台数のかなりの割合がバイオ燃料車である。バイオ燃料を作るには植物を微生物により分解する方法もあり、とうもろこしやサトウキビを使う方法もあるが、植物を減らすというマイナス面がある。また食料になるととうもろこしを使わなくてもいいのに、という違和感が付きまとい、それも理由の一つとして日本の自動車会社はこれまで熱心に開発してこなかった。したがって日本の自動車会社によるバイオ燃料車の販売は、様子見レベルの少ない台数でしかなかった。

しかし今、バイオ燃料の別な製造方法が急浮上している。それはミドリムシを使い、光合成によりCO₂を取り込みながらバイオ燃料とする方法である。これまでのバイオ燃料と違い、CO₂を取り込むという機能は、e-fuelと同様にCO₂の除去の効果が期待できる。この技術もポテンシャルが高く、広く使われる可能性があるため一気に開発が進むと思う。

こうした画期的な新技術は、各国、各企業が競争して開発すればいい。基本的には競争の中にこそイノベーションがあることは変わらない。

しかし知的財産制度の目的をあらためて考えると、研究開発の促進とそのための利益の回収のための制度である。利益の回収を独占権の付与によらず、SDGsの下での技術については、広く使われるように扱い、知的資産プールやライセンスを通じての実施料収入に置き換え

ることを、その基本パターンとすることも可能であろう。知財制度を変えなくても、グローバルのデファクトスタンダードにすればいい。

以上、ここまで述べてきた内容を要約すると 1) 知的財産は、環境技術普及の妨げになる場合もあるため知的財産のエキスパートはそうならないように知的財産の利用の仕方について積極的に意見を言うべき、2) 代替エネルギーのような大きな技術テーマには国と企業の連携により目標達成に向かって効果的な研究開発の割当や費用の使い方をコントロールし、そこでの成果は知的資産プールとして、より広く技術が普及し世界で使いやすくすることが役に立つはず、3) 各技術テーマの研究開発は従来型の開発競争によっても、環境技術の利用は独占ではなく、広く共同利用とし、それにより投資の回収をすることをデファクトにするのがいいのではないか、ということである。

UNFCCC が昨年 6 月に発表した Race to Zero キャンペーンは、世界中の企業や大学に、2050 年のネットゼロに向けて行動をすぐに起こすことを呼びかけたものである。それから 1 年後の今年の 6 月には、既に 2,360 の企業などの多くが参加している。また日本では昨年 12 月に水素バリューチェーン推進協議会が発足している。そのほかにも続々と新たなチャレンジがニュースになっている。しかし、これらの活動の多くのものは、知的財産の取り扱いについて触れられておらず、特許は発明者に帰属し独占されるという従来のままの取り扱いである。おそらく知的財産のエキスパートたちが参加していないのかもしれない。

このような SDGs の達成に向けての世界の活動に、知的財産のエキスパートたちが積極的に参加し、意見を発信すべきであると思う。

知的財産を連携のツールとしてとらえて、知財エキスパートたちが国や企業を結びつけるような役割をはたすことが、世界が 2050 年にネットゼロを達成できる唯一の道かもしれない。

以上

